京丹後市まちづくり基本条例第 32 条に基づき、 本条例が、京丹後市にふさわしいものであり続け ているかどうかの検討及び見直しについて

(答申)

京丹後市まちづくり委員会

I はじめに

平成20年4月1日から京丹後市まちづくり基本条例(以下「本条例」という。)が制定・施行され、今年で8年目を迎えました。本条例の見直しも、今回で2回目となります。

平成27年5月15日に市長から、京丹後市まちづくり委員会(以下「委員会」という。)に、本条例第11章第32条に基づき、本条例の検討及び見直しに関する諮問がなされました。

本条例の見直し審議に当たり、当初の策定のご苦労や平成23年10 月に当時の委員会から課題として出されていた意見等を参考に、全市民 アンケートの実施、市議会議員や市職員との意見交換により検討を進め てきました。

前回の課題として、広域合併による効率的な行政運営の一方で、自治会業務の多忙化、住民意識の希薄化、地域活動力の低迷が読み取れます。委員会は、地域の継続的な担い手である自治会の視点からも、前回の答申の内容がどの程度進捗しているか評価しつつ、本条例について見直しの作業をすすめました。

また、アンケートの結果から、本条例制定から10年近く経つ現在でも、本条例の認知度が低いことが窺われることから、今後も本条例をより多くの市民に対して周知するための取り組みや市民の関心を高める取り組みについて期待します。

平成27年11月19日

京丹後市まちづくり委員会 会長 沖 一

Ⅱ 見直しの検討結果

本条例は、京丹後市のまちづくりを市民と行政と議会が一体となり推し進めるための仕組みや基本的ルールを定め、京丹後市における最高規範として位置付けられており、自治と協働によってまちづくりを進めるための原動力となるものです。

見直しにあたっては、国の法改正等に伴う現行制度の見直しや市政運営の根 幹に関する新たな方向付け、市民への本条例の定着の観点から課題を整理し検 討を行いました。

その結果、本条例が京丹後市にふさわしいものであり続けるために、一部本 条例の見直しを要するものも含め、今後もさらに検討を続けるため、委員会と して以下の意見を取りまとめ、答申とします。

1 具体的な見直し事項

前回の平成23年6月に、本条例の検討及び見直しが諮問されてから答申までの経緯は、広範な団体からの意見聴取や文書照会等が行われ、当時の委員会の関係者の労に敬意を表するものである。その文言の反映が妥当と考えられるものは、今回の見直しの要件とすべきであり、委員会で見直しについて検討した事項は、次のとおりである。

(1) 第13条関係

(現行)

(青少年の権利)

第13条 満20歳未満の青少年は、それぞれの年齢に<u>ふさわしい</u>まちづくりに参加する権利を有する。

(改正案)

(青少年の権利)

- 第13条 満20歳未満の青少年は、それぞれの年齢に<u>応じた関わり方で</u>ま ちづくりに参加する権利を有する。
- 2 市及び市民は、青少年のまちづくり参加の機会づくりに努めなければな らない。

【見直すべきとする事由】

全国で自治基本条例が施行されており、条例構成について検証すると「青

少年の権利と子どもの育成について」を条文として扱っていることは京丹後 市の条例の特色ともいえる。前回の条例改正案にも挙げられてきた経過を踏 まえ、今回の審議においても大切にしたいと考え、20歳未満の青少年につ いては、公職選挙法の改正もあることから、具体的に年齢に応じた関わり方 を必要としている。

また、第2次総合計画が策定され、さらには人口ビジョンも示されている ことからも、計画を実現し、地域を守り発展していくためにも、青少年のま ちづくり参加の機会をつくり、ひいては就業人口、定住人口を増やすことを 市民みんなで取り組む必要がある。

(2) 第30条関係

(現行)

(子どもの育成)

第30条 市及び市民は、子ども<u>が健やかに育つ環境</u>をつくる責務を有する。 (改正案)

(子どもの育成)

第30条 市及び市民は、子ども<u>を学校、家庭、地域の連携により支え、安</u> 心して子育てができる環境をつくる責務を有する。

【見直すべきとする事由】

前回の条例改正案にも提案された事項でもあり、さらに平成27年3月に「教育振興計画」と「子ども・子育て支援事業計画」が第2次総合計画との整合性をもって策定されており、子ども・子育て支援事業計画の基本理念に、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援する環境づくりを進めるとされていることから、「健やかに育つ環境」を「学校、家庭、地域の連携」という文言を入れることにより、具体的な環境づくりを明確にすることができる。

2 見直しを検討する中での意見

○本条例の普及定着と協働の意識づくりに向けた取り組みの必要性

本条例が、住民周知にかけていると前回の答申においても意見として記されており、今回の市民アンケートにおいても認知度が3割以下という結果が出ていることから4年前同様の状況にあることが窺える。

特に若年層の認知割合が低いことが明確になっていることからも、条例の 認知度を上げるために、例えば中高生の卒業時に「まちづくり基本条例」を 認知してもらう取り組みや策定当時の解説パンフレットを加筆修正して様々 な広報媒体による啓発を行うなど、条例の普及定着に向けた取り組みが必要 である。

また、アンケート結果からまちづくりの様々な分野への市民参加が得られているものの、条例で目指している「協働の意識づくり」には、市民参加から市民参画への取り組みを進めることが必要となっている。

Ⅲ おわりに

委員会では、条例に基づく施策を検証するなかで、様々な意見があり、その一端を紹介します。

地域自治区では、合併後10年以上経過し、広域で動き始めた行政等と異なり、従来どおりの地区運営が行われ、行政等からの依頼業務増加による地域自治業務の多忙化に加え、少子高齢化や核家族化による住民自治意識の低下を招きつつある課題を抱えています。この課題解決に向けて、市民と市が協働することはもとより地域の特性にあった人的、財政的支援を期待したいとの意見がありました。

また、近年様々な自然災害が発生し、行政だけの危機管理や対応には、限 界があることから、地域にあっては、自助、共助、公助の考えのもとに、そ れぞれの特性を生かして、役割と責任を担いながら、地域課題の解決に取り 組むことが求められています。

加えて、行政が広域化することにより、行政運営の効率化、業務の専門化が図られていることは評価できる反面、各部署の連携した総合的な行政対応が求められます。このことを次の時代に向けての課題と捉え、問題提起するとともに、市民を主体としたより横断的、総合的な行政運営を期待します。

IV 京丹後市まちづくり基本条例の検討作業

1 検討会議

月日	会 議 名	場所	出席数	内 容
5/15	第1回まちづくり委員会	市役所 201 会議室	10 人	委員委嘱、市長諮問
7/15	第2回まちづくり委員会	市役所 201 会議室	12 人	委員委嘱、役員決定、検証方法の検
				討
7/18	アンケート検討	市役所 201 会議室	8人	アンケートの内容検討
8/26	第3回まちづくり委員会	市役所 301 会議室	11 人	議会議員との意見交換
				アンケートの結果検証
9/10	調整会議	市役所相談室	2 人	会長・職務代理・事務局調整会議
9/17	調整会議	ら・ぽーと相談室	2 人	会長・職務代理・事務局調整会議
9/28	調整会議	ら・ぽーと相談室	2 人	会長・職務代理・事務局調整会議
9/29	第4回まちづくり委員会	市役所 205 会議室	11 人	市担当部局との意見交換
10/8	調整会議	ら・ぽーと相談室	2 人	会長・職務代理・事務局答申案調整
				協議
10/14	第5回まちづくり委員会	市役所 302 会議室	10 人	逐条意見検証及び条例検討
				答申案検討
11/13	第6回まちづくり委員会	市役所 301 会議室	11 人	答申案検討と確認
11/19	答申	市長室横応接室	2 人	会長、職務代理

2 検討方法

- (1) 国の法改正などに伴い現行制度の見直しを図る必要のある事項は、自治の充実という観点から本条例に適切に反映する。
- (2) 本条例32条第2項に、「見直しを行うに当たっては、市民の意見を聴取する」とあるため、条例の普及や市民参加意識のための市民アンケートを行う。
- (3) 前回、まちづくりについての全体的な評価検証不足を指摘されており、 社会情勢の変化の視点として、市民の代表である議会議員と意見交換を

行う。

(4) まちづくりの評価と課題をもとに第2次総合計画が策定されているものと思われるので、整合性の視点で、市関係部局からの意見を聴取する。

3 まちづくり委員会委員名簿

役職	委員氏名	備 考
会 長	沖 一	
職務代理	三浦 明子	
委 員	吉田 件昨	
委 員	川口 勝彦	
委 員	松本 博之	
委 員	澤 実	
委 員	東 和彦	
委 員	田中 郁代	
委 員	坪倉 護	
委員	味田 佳子	
委員	前田 史由	
委員	増馬 広之	

4 参考資料

- ・条例構成の検証
- ・京丹後市まちづくり基本条例見直しにかかる意見募集 (アンケート用紙)
- ・京丹後市まちづくり基本条例のためのアンケート結果(平成27年8月)
- ・京丹後市まちづくり基本条例に関する検証